主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人大谷季義、同楠瀬正淳、同渡辺紘光の上告趣意第一点は、憲法一四条、三一条違反をいうが、原判決の認定する事実関係のもとにおいて、被告人に対する本件公訴の提起が憲法一四条、三一条に違反するといえないことは、当裁判所の判例(昭和二三年(れ)第四三五号同年一〇月六日大法廷判決・刑集二巻一一号一二七五頁、昭和二三年(れ)第七〇号同年五月二六日大法廷判決・刑集二巻五号五一七頁、昭和二六年(あ)第三一〇〇号同三三年三月五日大法廷判決・刑集一二巻三号三八四頁、昭和二六年(れ)第五四四号同年九月一四日第二小法廷判決・刑集五巻一〇号一九三三頁、昭和二九年(あ)第一三三九号同三〇年五月一〇日第三小法廷判決・刑集九巻六号一〇〇六頁、昭和三一年(あ)第二七五三号同三三年一〇月二四日第二小法廷判決・刑集一二巻一四号三三八五頁、昭和五五年(あ)第三五三号同五六年六月二六日第二小法廷判決・刑集三五巻四号四二六頁)の趣旨に徴し明らかであるから、所論は理由がなく、その余の点は、単なる法令違反、量刑不当、事実誤認の主張であつて(なお、記録を調べても、所論各供述調書の任意性を疑うべき証跡は存しない。)、いずれも適法な上告理由にあたらない。

よつて、刑訴法四〇八条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

昭和五八年五月二七日

最高裁判所第二小法廷

 裁判長裁判官
 木
 下
 忠
 良

 裁判官
 鹽
 野
 宜
 慶

 裁判官
 宮
 崎
 梧

 裁判官
 大
 橋
 進

 裁判官
 牧
 圭
 次